

千葉県水道局告示第45号

千葉県水道事業収納取扱金融機関について、次のとおり変更しますので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示します。

令和5年9月29日

千葉市長 神谷俊一

1 取扱事務の変更

みずほ信託銀行株式会社の水道事業に係る公金の収納事務について、店舗窓口での収納を除く。

2 変更年月日

令和6年4月1日（月）